

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第 18 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）（案）』（平成 19 年 3 月 9 日公表）

2. コメント募集期間

平成 19 年 3 月 9 日～平成 19 年 4 月 9 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第 14 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）』（平成 19 年 5 月 15 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	社団法人 日本貿易会（日本貿易会）
CL2	日本公認会計士協会（JICPA）

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
重要性		
基準案2項、8項	<p>自社の掛金拠出割合や制度の加入人数又は制度の給与総額に占める自社の割合の影響度合で検討すればよいのか、或いは、年金資産の額と給付債務の額との差額の影響度合で検討すればよいのか不明であるため、注記が省略できる場合の重要性基準に関し、明示していただきたい。</p>	<p>公開草案第7項、第8項の記載より、重要性の判断は、ある年金制度における自社の影響度合ではなく、自社（の財務諸表）における当該年金制度の影響度合であることは明らかであると考えられる。</p> <p>なお、ある年金制度の重要性をどのように判断するかについては、自社の退職給付制度に係る債務総額に占める当該制度の給付債務（うち自社分相当額）の割合や、自社の退職給付費用総額に占める当該制度に係る退職給付費用の割合、年金資産と給付債務の差引額（うち自社分相当額）の自社純資産に対する割合などが考えられるが、本会計基準においては各企業がそれぞれの状況を総合的に判断するものとして、重要性の判断基準を特に示していない。</p>
注解12の適用範囲		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
基準案 2 項	<p>「退職給付に係る会計基準注解」(注 12) が適用される範囲について (コメント)</p> <p>「総合設立の厚生年金基金」から「複数の事業主により設立された企業年金制度」へと文言を変更した趣旨を明確化すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>「退職給付に係る会計基準注解」(注12) が適用される範囲として、「総合設立の厚生年金基金」という文言から「複数の事業主により設立された企業年金制度」へと変更されている。しかし、適用範囲に係る文言を変更する一方で、その経緯や解釈について「結論の背景」で触れられていない。</p> <p>基準案13項において「これまでの考え方を踏襲」していることから、今回の文言変更は表現の正確化を意図したもので、従来の実務を変更するものではないと考えられる。しかし、こうした趣旨が明確化されずに文言だけが変更されてしまうと、連合設立型基金まで「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」場合に通常該当するとの誤解を与えかねない。</p> <p>したがって、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」場合に該当するかどうかは従来通りの取扱いである点及び文言の変更趣旨を明確化すべきである。</p>	<p>結論の背景において、「総合設立の厚生年金基金」の例示を削除した理由を基準第 8 項に追加した。</p>
自社の割合		
基準案 11 項	<p>制度全体の掛金等に占める自社の割合について (コメント)</p> <p>制度全体の掛金等に占める自社の割合の算定の際、積立過不足の金額を算定する時点と按分基準との整合性を求めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>基準案11項で、貸借対照表日時点のみならず、期中平均を採用できるとの文言があるが、制度全体の積立過不足の応分負担を開示する主旨に照らせば、積立過不足の把握時点と按分基準との整合性を求めるべきである。</p>	<p>制度全体の掛金等に占める自社の割合は、将来の負担額の見込みに関する目安としての開示の一項目であり、実際の自社の将来負担割合と一致するものではない代理数値である。</p> <p>本基準では、企業・制度ごとに抱える状況が異なる可能性や、数値の入手可能性といった実務上の便宜を考慮して、算</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>例えば、事業所や加入員の年度途中異動があった場合、按分基準として無条件に期中平均を認めると、積立過不足とは実質的に無関係な事業所や加入員にまで一部負担が生じるような結果になりかねず、開示企業が本来負担する可能性のある金額から開示額が乖離する懸念がある。</p> <p>そのため期中平均を用いることができる場合は積立過不足も期中平均で把握するなど、積立状況を把握した時点と整合的な按分基準を用いるべきである。</p>	<p>定方法については複数の方法が採り得る旨を示しつつ、その中で「適切なものを用いることができる」こととしている（公開草案第11項）。</p> <p>なお、「制度全体の掛金等」は、これまでの年金資産の額の注記においても用いられていたものであり、今般の改正においてそれらについて取扱いを変えるものではない。</p>
積立不足に係る引当計上の要否		
基準案13項	<p>積立不足に係る引当計上の要否について（コメント）</p> <p>年金制度全体に積立不足が生じている場合は、たとえ「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」場合に分類されていても、解散が見込まれるなど「通常と異なる場合」に限定することなく、引当計上の要否の検討を行うべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合で、これまで要拠出額を退職給付費用として処理していたときに、掛金拠出割合等により算定された年金資産概算額だけを注記する方法では、基準案5項に示されるような種々の問題があった。</p> <p>今回の注記拡充により、こうした課題への一定の対応がなされることには賛成する。ただし、積立不足がある場合でも注記だけに止めておくことは、他の制度との整合性や保守主義の原則に照らせば必ずしも妥当ではないと考える。基準案13項では、遅延認識スキームと掛金分割拠出との費用認識の観点における類似性に基づいて「これまでの考え方を踏襲」している。しかし、以下の点に鑑みれば、注記だけでは、結果として不健全な状態を放置することにつながる懸念がある。</p> <p>(1) 費用認識期間の考え方が異なっている。</p>	<p>コメントで指摘された観点に関しては、本基準においては以下の考え方により、必ずしも積立不足に対する引当計上を求めることはしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計基準注解（注12）に基づく処理を適用する場合は、いわゆる原則法の場合とは異なる会計処理がされるため、費用認識期間、債務認識等が異なる場合がある。なお、将来債務の総額が現時点の負債として認識されない点は、両者において共通している。 企業会計原則注解（注18）の引当金の計上要件との関係については、公開草案の検討においても両論が

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(2) 例外処理では退職給付債務レベルで債務認識（積立不足算定）や費用処理を行っていない。</p> <p>(3) 積立不足の掛金への反映には相応の時間を要し、費用認識時点が最大で5年程度遅延する可能性がある。</p> <p>(4) 積立不足解消のための将来のキャッシュアウトフローが一定の合理性をもって算出され、年金財政決算で認識されていることから、年金財政運営と密接に関連する例外処理では、当該積立不足自体は認識時点において企業会計原則注解（注18）の要件を満たさないとはいえない。</p> <p>「これまでの考え方を踏襲し、年金財政計算上の積立不足があっても、通常の場合には、そのことをもって企業会計原則注解（注18）の引当金に該当し、その全額を一時に費用又は損失として処理する必要があるとは言えない」と引当金計上の必要性を否定しているが、前述のような懸念がある中で保守主義の観点から、引当金の計上に向けた最善の努力まで否定されるものではないと考える。例えば、過去勤務債務掛金の負担割合や規約に定める解散時の負担方法等の一定のルールに基づけば、加入事業主毎に積立過不足に対する持分（負担）を把握することは必ずしも不可能ではないと考えられることから、少なくともこうした検討は求められるべきである。</p> <p>したがって、積立不足がある場合は、解散見込の場合など「通常と異なる場合」に限ることなく引当計上の要否を検討すべきである。</p>	<p>あったものの、議論の結果、これまでの考え方を踏襲することとしている。</p> <p>なお、解散や脱退が見込まれている場合のように、通常と異なる場合には、企業会計原則注解（注18）の引当金の要件を満たすことはあり得ることを明記している。</p>